

# 大阪市地球温暖化対策実行計画

〔区域施策編〕

（改定計画）

平成 29 年 3 月

大阪市

## はじめに

地球温暖化は、その影響が世界全体にわたり、国際的な取組を必要とするものです。近年は、我が国でも異常高温、大雨など極端現象が頻発しており、地球温暖化の影響は身近で切実な問題となっています。国連が設置した「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告書では、20世紀半ば以降の温暖化の主な要因として、人口増加や経済成長など人間の活動による影響の可能性が極めて高いことが指摘されています。

こうした背景のもと、2015（平成27）年の年末にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、すべての国が参加して世界的に2020（平成32）年以降の温室効果ガスの排出削減の取組を進め、今世紀後半に温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」とすることをめざすパリ協定が採択されました。このパリ協定は、採択からわずか1年足らずの2016（平成28）年11月に、55か国以上が批准し、その温室効果ガス排出量が世界全体の55%に達成するという要件を満たし、発効しています。

我が国では、2011（平成23）年3月に起きた東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止により化石燃料への依存が増大し、温室効果ガス排出量が増加するとともに、これを契機に国のエネルギー需給構造が抱える課題が顕在化し、再構築するための出発点として、2014（平成26）年4月に新たなエネルギー基本計画が決定されました。そして、2015年7月には、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの最大限の導入等を前提とする2030（平成42）年度の新たな温室効果ガスの削減目標（2013（平成25）年度比26%削減）が決定されました。この削減目標の達成に向けて、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が策定され、すべての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化の下で温室効果ガスの削減に取り組むこととなりました。

大阪市は、日本を代表する都市として、また、すぐれた環境技術を有する企業が集積し、かつて公害問題を官民一体となって克服した都市として、「地球温暖化対策計画」を踏まえつつ、市民・事業者など皆様方とともに連携し、大阪らしさを活かしながら、国の温室効果ガス削減目標の達成や、世界の温暖化対策に貢献してまいります。

このたび、2011年3月に策定した「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」の中間見直しを行い、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、2020年度までの温室効果ガス削減目標や目標達成に向けて取り組む施策を改めて設定するとともに、国の中期目標の目標年次（2030年度）に向けて今後施策を加速的に展開するために、中長期を見据えた現時点の取組を併せて検討しました。また、近年取組の重要性が注目されている気候変動への適応についても、市域の自然条件や社会状況を踏まえて、その影響による被害を最小化あるいは回避、迅速に回復することをめざし対策をとりまとめました。

今後、本計画により積極的に地球温暖化対策を推進し、環境と経済の好循環のもとで、地球環境問題の解決に貢献する大都市のモデルとして、「環境が未来を拓く環境先進都市大阪」の実現をめざしてまいりますので、市民・事業者など皆様方の力強いご支援、ご協力をお願い申し上げます。

## 目 次

はじめに

<u>第1編 計画改定の背景等</u>	1
1 地球温暖化問題	1
2 国内外の動向	3
3 大阪市のこれまでの取組と大阪市の温室効果ガス排出量の動向	6
4 改定前の計画に掲げる施策による削減実績	8
5 改定計画の基本的考え方	9
<u>第2編 温室効果ガス排出量の削減に向けて（緩和策）</u>	10
第1章 改定計画（緩和策）の基本的事項	10
1 対象とする温室効果ガス	10
2 目標の基準年度	10
3 中長期目標	10
4 電力の排出係数	10
第2章 大阪市域における温室効果ガス排出量の将来見通し	12
1 大阪市の現況〔2013年度における排出状況〕	12
2 将来見通し〔現状趨勢ケースの2020年度及び2030年度における排出量推計〕	15
第3章 改定計画（緩和策）の目標	17
1 目標設定の考え方	17
2 削減目標	17
第4章 目標達成のための施策	19
1 目標達成のための基本方針	19
2 基本方針に基づく施策（緩和策）	19
（1）再生可能エネルギーの利用の促進	20
（2）市民生活における温室効果ガス排出削減の促進	26
（3）事業活動における温室効果ガス排出削減の促進	30
（4）交通・物流における対策の推進	33
（5）緑化の推進	35
（6）低炭素型の都市づくりの推進	36
（7）循環型社会の形成による温室効果ガス排出削減	40
（8）環境・エネルギー産業の振興	40
（9）大阪市の率的取組	42
3 市民、事業者などの参加と協働、連携	43
〔様々な主体とのパートナーシップ、環境教育・環境学習の推進、 環境活動の広報・啓発〕	

4	アジア諸都市等の温室効果ガス削減への貢献	46
	〔都市間協力によるアジア諸都市等での低炭素都市形成支援、官民連携によるアジア諸都市等への環境技術移転、環境を通じた国際協力〕	
第5章	中長期を見据えた施策	48
	〔都市計画によるまちづくりとの連携、エネルギー面的利用の推進（新しいエネルギーシステム）、地下水を活用した地中熱の導入を促進する仕組みづくり（新しいエネルギーシステム）、水素利用の促進に向けた方策の検討、エネルギーの安定的活用の促進、都市型バイオマスの活用、都市間協力によるアジア諸都市等での低炭素都市形成支援〕	
<u>第3編</u>	<u>気候変動の影響への適応に向けて（適応策）</u>	51
1	背景	51
2	適応策の基本的考え方	54
3	大阪市の地勢概況と気候	55
4	大阪市域における気候変動の影響と適応策	60
	（1）水環境・水資源	60
	（2）自然生態系	63
	（3）自然災害・沿岸域	64
	（4）健康	68
	（5）国民生活・都市生活	70
<u>第4編</u>	<u>計画の推進</u>	74
1	計画の進行管理	74
2	計画の推進体制	75
<u>資料編</u>		77
資料1	大阪市域の温室効果ガス排出量に影響を与える要素	78
資料2	現状趨勢ケースの排出量推計の考え方	81
資料3	施策による削減可能量の算定	82
資料4	改定前の計画に掲げる施策の進捗状況	85
資料5	「気候変動の影響への適応計画」における 重大性、緊急性及び確信度の評価の考え方	99
資料6	家庭部門における省エネ・省CO <sub>2</sub> の取組事例	101
資料7	産業部門、業務部門における省エネ・省CO <sub>2</sub> の取組事例	103
<u>用語集</u>		106
	（本文中の「*」がついている用語について、解説しています。）	
<u>図表出典</u>		113

# 第1編 計画改定の背景等

## 1 地球温暖化問題

### (1) 地球温暖化問題とは

現在の地球は過去 1,400 年で最も暖かくなっています。この地球規模での気温の上昇を地球温暖化と呼んでいます。地球温暖化は、大気中の二酸化炭素や水蒸気などの温室効果ガス\*の量が増加し、太陽によって暖められた地表面から放出される熱が、より多く大気中にとどまることで生じます。

近年の温室効果ガス排出量の増加は私たちの生活と密接に関係しており、電気の使用や自動車の走行など普段何気なくとっ

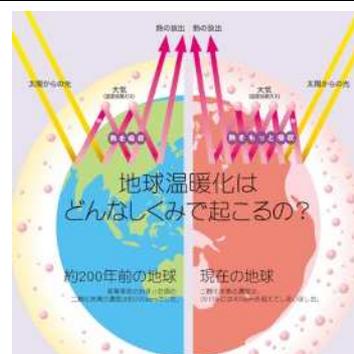


図1-1 地球温暖化のしくみ

ている行動を通して二酸化炭素が排出されています。一方、その影響は、早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、温暖化の程度が増大すると、水、生態系\*、食糧、沿岸域、健康など色々な分野で深刻かつ広範囲に影響が生じる可能性が高まると考えられています。

ただ、気候の変動による将来的な影響は、具体的にいつ頃、どの地域で、どういった事が起こるのか科学的に確定されていないため、私たちの生活への影響を実感しづらく、またそうしたことから取組の必要性も伝わりにくいといった特徴があります。

このような近年の、また今後数十年から数百年で起こると予想される気候の変動がもたらす自然・社会・経済的影響に対して、世界各国との協力体制を構築し、解決策を見いだしていかなければなりません。これが、地球温暖化問題です。

### (2) 地球温暖化の現状

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)\*」は、2014 (平成 26) 年に公表した「第 5 次評価報告書統合報告書」(以下「評価報告書」という。)の中で、「気候システムに対する人為的影響は明らかであり、近年の人為起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっている。」と報告し、世界平均地上気温の上昇、世界平均海面水位の上昇等の観測結果などから、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また 1950 年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。」と断定しています。

また、評価報告書では、1880 (明治 13) 年から 2012 (平成 24) 年までの期間に世界の平均地上気温は 0.85 上昇し、1901 (明治 34) 年から 2010 (平成 22) 年の期間にわたり、世界平均海面水位は 0.19m 上昇したとされています。

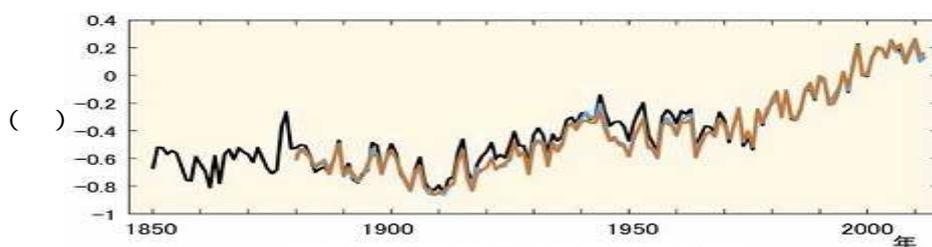


図1-2 世界平均地上気温の変化

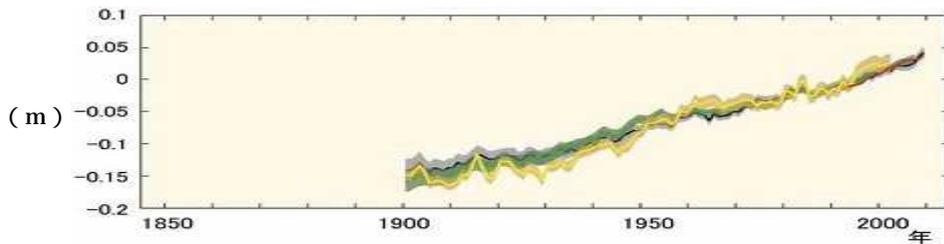


図 1 - 3 世界平均海面水位の変化

### (3) 地球温暖化による影響

評価報告書では、地球温暖化により 21 世紀末までの世界平均地上気温の上昇量は、1986（昭和 61）年から 2005（平成 17）年までの平均と比較して 0.3 から 4.8 の範囲に入る可能性が高いと予測されています。またそれに伴い、世界の平均地上気温が上昇するにつれて、ほとんどの陸域で極端な高温がより頻繁になることが確実に北極域の海氷面積が減少するとの予測もされています。

さらに、海面水位の上昇や、動植物の絶滅リスクの増加など生態系への影響、大雨や渇水などの極端現象の増加、あるいは食料生産の低下による食料不足等、我々の生活に被害をもたらす深刻な影響も指摘されています。

そのため、温室効果ガスの排出量を削減するための緩和策\*と、緩和策によっても避けがたい影響に対して、自然や人間社会のありかたを調整する適応策\*を進めることにより、影響や被害の軽減を図ることが必要です。



図 1 - 4 気候変動の影響

### (1) 国際的な動向

地球温暖化問題は、地球規模の問題であり、解決に向けては世界各国との連携のもと、実効性のある対策を実施することが必要です。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた国際的枠組みについては、京都議定書の発効（2005（平成17）年）以降も検討が進められ、2015（平成27）年11月から12月にかけてパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP\*21）では、新たに「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、すべての国が参加して世界的に2020（平成32）年以降の温室効果ガスの排出削減の取組を進めることをめざす公平かつ実効的な枠組みであり、国際的に大きな転機となるものです。

「パリ協定」においては、次の内容が含まれています。

#### <世界全体の目標>

- ・産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに、1.5℃に抑えるよう努力する。
- ・今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と人為的な吸収を均衡させる。

#### <前進（漸進）・向上のしくみ>

- ・各国は温室効果ガスの削減目標を自主的に作成し、提出するとともに、達成に向けた対策を実施する。
- ・各国は5年ごとに従前より高い目標に更新する。

#### <目標達成に向けた包括的な取組>

- ・温暖化の被害を軽減する対策（適応策）を温室効果ガス削減策（緩和策）と並ぶ柱とする。
- ・先進国は引き続き途上国を支援する資金を提供する。
- ・二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）\*を含む市場メカニズムの活用が位置付けられた。
- ・イノベーションの重要性が位置付けられた。

#### (コラム) 2 目標とは

2012年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えるために必要とされる、温室効果ガスの大幅な排出削減に早急に取り組むことが合意されました。

（出典）「気候変動の影響への適応計画\*」（平成27年11月27日閣議決定）

また、COP21や、2016（平成28）年5月にG7伊勢志摩サミットにあわせて開催されたG7富山環境大臣会合では、温暖化対策に先進的な取組を進める都市の役割の重要性が確認され、取組の促進に期待が向けられています。

## (2) 我が国の動向

我が国は、2010(平成22)年に2020(平成32)年度の温室効果ガスを1990(平成2)年度比25%削減とする目標を国連に登録しました。しかし、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災の後、化石燃料への依存度が增大することにより一般電気事業者のCO<sub>2</sub>排出係数\*が上昇し、我が国のエネルギー起源の温室効果ガス排出量が大幅に増加したことで、2013(平成25)年度の排出量(14.1億トン-CO<sub>2</sub>\*)は1990年度(12.7億トン-CO<sub>2</sub>)と比べると10.8%増となりました。

このような状況に対し、2013年11月に2020年度の排出量を2005(平成17)年度比3.8%削減とする目標を決定し、続いて2014(平成26)年4月には中長期のエネルギー需給構造を視野に入れて、今後取り組むべき政策課題等をまとめた「エネルギー基本計画」を策定しました。その後、専門家による将来的なエネルギー政策やエネルギーミックス\*の検討を行ったうえで、2015(平成27)年7月に「長期エネルギー需給見通し」を決定し、2030(平成42)年度のエネルギーミックス(発電方式の望ましい構成比:再生可能エネルギー\*22~24%程度、原子力22~20%程度、石炭26%程度、LNG27%程度、石油3%程度)を定めました。そして同月に、このエネルギーミックスを前提とする、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減とする目標を決定し、約束草案\*として国連に提出しました。

なお、2014年度の排出量は、電力消費量の減少などにより前年度比3.1%減の13.6億トン-CO<sub>2</sub>となり、5年ぶりに減少に転じました。

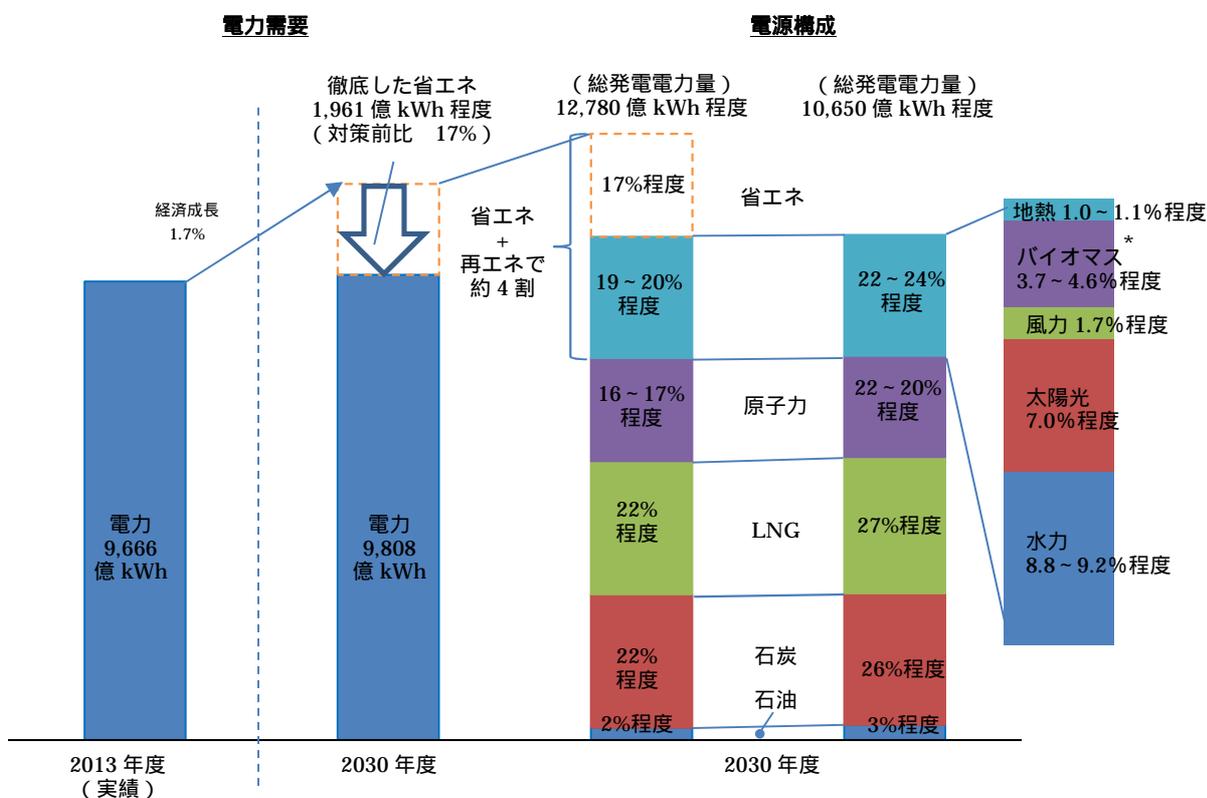


図1-5 2030年度の電力需要と望ましい電源構成

2016（平成28）年5月には、我が国は、約束草案として提出した削減目標の達成に向け、新たに2030年度に2013年度比26%削減を中期目標とする「地球温暖化対策計画」を策定しました。

これらの緩和策に関する動きに加えて、国は、2015年11月に気候変動の様々な影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築をめざして、「気候変動の影響への適応計画」を策定し、2016年8月に推進を図るための「気候変動適応プラットフォーム」を開設して情報発信を行っています。

一方、国内のエネルギー需給構造も変革期を迎え、2016年4月に電力の小売全面自由化がスタートしており、さらに2017（平成29）年4月にはガス小売の全面自由化が始まります。これに伴い、国、地方公共団体の啓発や供給会社の広告・宣伝などを通して、市民・事業者が主体的に電力・ガスの供給会社を選択するための環境整備も進められており、エネルギー需給のありかたも大きく変わろうとしています。

こうした動きは、一人ひとりがエネルギーについて意識し、低炭素なエネルギーを供給する事業者を選択することにつながるものであり、温室効果ガス削減の観点からも重要なものとなっています。

### （3）低炭素社会\*に向けた長期目標

気候変動枠組条約では、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極の目的としています。大気中の温室効果ガスの濃度の安定化とは、地球全体で温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスがとれた状態になることです。

現在、人為的に排出されている二酸化炭素の量は、自然が吸収できる量の約2倍に達しており、安定化のためには、排出量を現在の半分にする必要があります。このような温室効果ガスの排出量が自然の吸収量以内にとどまる社会を「低炭素社会」といいます。

パリ協定では、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために、最新の科学に従って早期削減を行うこととしています。

COP21に向けて各国の示した温室効果ガスの排出削減目標を積み上げると、2030（平成42）年の排出量は570億トンまで抑えられると見込まれます。しかしながら、2050（平成62）年までに2 目標と整合的なシナリオ（240億トン程度）にするためには、さらに300億トン超の追加的削減が必要と指摘されています。（国連気候変動枠組条約事務局 約束草案の全体的な効果に関する統合報告書）

我が国も、パリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」において、2050年までの長期目標として80%の削減をめざしています。

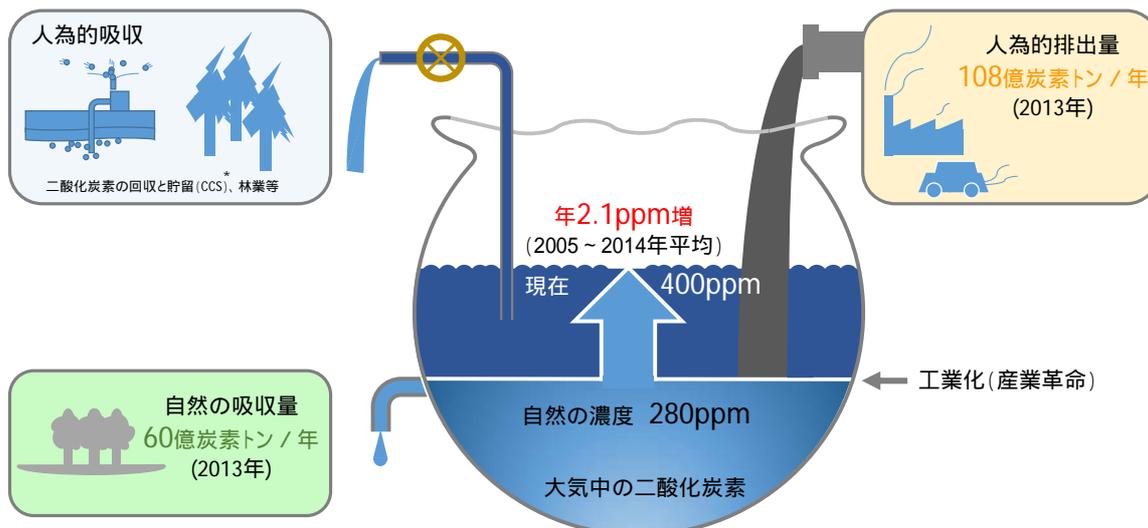


図 1 - 6 二酸化炭素濃度安定化のイメージ

### 3 大阪市のこれまでの取組と大阪市域の温室効果ガス排出量の動向

#### (1) 大阪市の取組と温室効果ガス排出量の動向

大阪市は、2011（平成 23）年 3 月に 2020（平成 32）年度における大阪市域の温室効果ガス排出量を基準年度である 1990（平成 2）年度の排出量（2,134 万トン-CO<sub>2</sub>）から 25% 以上削減することを目標とする「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」を策定しました。この計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> に関する取組を、市民・事業者などの参加と協働のもとで推進してきました。

大阪市域の温室効果ガス排出量は、2010（平成 22）年度時点では、1990 年度比で 21% 削減した水準（1,692 万トン-CO<sub>2</sub>）にありましたが、2011 年 3 月に発生した東日本大震災後は全国的に化石燃料への依存が増大して一般電気事業者の CO<sub>2</sub> 排出係数が上昇したため、排出量は 2011 年度以降、2013（平成 25）年度まで毎年増加し、2013 年度には 1990 年度比で 4.4% 減（2,040 万トン-CO<sub>2</sub>）となりました。（国の 2013 年度排出量は 1990 年度比 10.8% 増となっています。）

なお、2011 年に策定した前計画で用いた電力の排出係数（0.355kg-CO<sub>2</sub>/kWh）をもとに大阪市域の温室効果ガス排出量を算定すると、2013 年度は 1,691 万トン-CO<sub>2</sub> となり、2013 年度実績の排出量 2,040 万トン-CO<sub>2</sub> より 349 万トン-CO<sub>2</sub> 少なく、1990 年度比約 21% の排出量削減ができていたと考えられます。

表 1 - 1 温室効果ガス削減目標と実績

温室効果ガス削減目標と排出量	大阪市域	全国
2020 年度削減目標	25% 以上減 (1990 年度比)	3.8% 以上減 (2005 年度比)
1990 年度排出量	2,134 万トン-CO <sub>2</sub>	12.7 億トン-CO <sub>2</sub>
2010 年度排出量 (1990 年度比)	1,692 万トン-CO <sub>2</sub> ( 442 万トン、21% 減)	13.0 億トン-CO <sub>2</sub> ( 0.3 億トン、2.4% 増)
2013 年度排出量 (1990 年度比)	2,040 万トン-CO <sub>2</sub> ( 94 万トン、4.4% 減)	14.1 億トン-CO <sub>2</sub> ( 2.1 億トン、10.8% 増)
2013 年度排出量（参考） (電力の排出係数 0.355 で算定)	1,691 万トン-CO <sub>2</sub> ( 443 万トン、21% 減)	

はマイナス値を示す

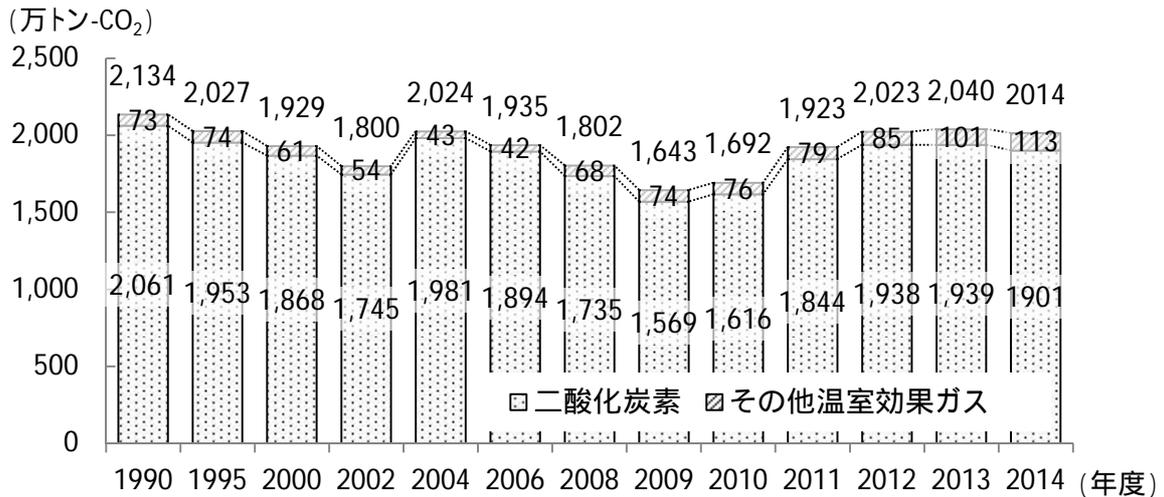
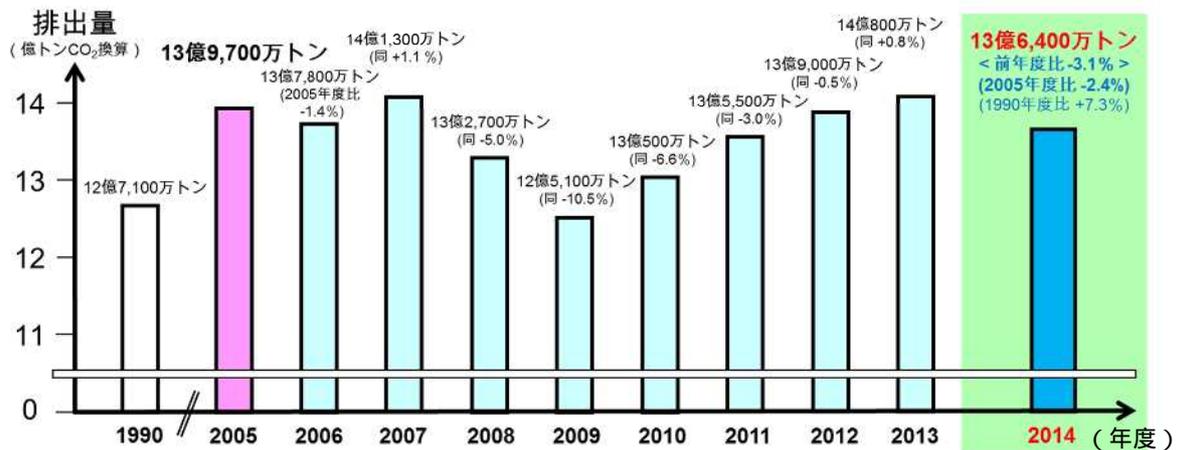


図1-7 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移



(参考) 我が国の温室効果ガス排出量の推移

(2) 「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」に基づく取組

大阪市役所が実施している廃棄物処理( )や上下水道、公営交通事業などの事務事業から排出される温室効果ガスの量は、大阪府域の温室効果ガス排出量の約6%を占めています。

このように大阪市役所は多量の温室効果ガスを排出する事業者であることから、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を策定し、率先して排出削減に取り組んでおり、2014(平成26)年度の大阪市役所の排出量は1990(平成2)年度と比べて約14.9%の削減となっています。

現在の計画(事務事業編)は、2016(平成28)年4月に計画期間を2016年度から2020(平成32)年度として策定したものです(平成29年3月改定)。

( )ごみ焼却工場でのごみ焼却処理事業は、2015(平成27)年4月から、大阪市から引き継いだ大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が実施しています。

#### 4 改定前の計画に掲げる施策による削減実績

2011(平成23)年3月に策定した実行計画〔区域施策編〕では、施策による削減可能量として301万トン-CO<sub>2</sub>を見込んでいましたが、2013(平成25)年度末の削減実績は33.9万トン-CO<sub>2</sub>となっています。(施策の進捗状況については、資料編 資料4「改定前の計画に掲げる施策の進捗状況」〔85～98頁〕参照)

表1-2 改定前の計画に掲げる施策による削減実績(2013年度末)

改定前の計画		実績(2013年度末現在)				評価	備考
施策等	削減可能量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	施策等の進捗			削減量 (万トン-CO <sub>2</sub> )		
		策定時	現状	(進捗率)			
<b>(1)未利用・再生可能エネルギーの活用</b>							
・太陽光発電施設が15万kWになる	5	0.9万kW	6.32万kW	38%	3.5		
・森之宮地区での未利用エネルギーの活用が進む	2	-	-		4.2	-	バイオマス、小水力)
<b>(2)エネルギーの有効利用</b>							
・事業所のOA機器等がすべて現在のトップランナー基準 <sup>*</sup> に適合するとともに照明の約8割が高効率照明になる	42	1%	9%	10%	4.3	×	「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月)をもとに市域の進捗状況を推計
・家庭の家電製品・ガス機器がすべて現在のトップランナー基準に適合するとともに照明の約5割が高効率照明になる	48	1%	9%	16%	7.8	×	
・製造業の省エネ法対象事業所において年1%の省エネが進む	13	10%	4%	40%	5.2		大阪府「事業活動のエネルギー対策制度」報告実績をもとに推計
<b>(3)建築物における対策</b>							
・新築ビルの約9割が断熱性能の高い建築物となる	34	57%	93%	109%	11.1		「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策について」(平成26年12月2日 資源エネルギー庁省エネルギー対策課)をもとに、市域量を推計
・新築住宅の約6割が断熱性能の高い住宅となる	4	15%	54%	87%	1.0	×	
・既存のビルの約5割で空調機や給湯器等が省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 型になる	94		7%	14%	13.2	×	
・業務ビルの約1割でBEMS <sup>*</sup> が普及する	3	4.6%	6%		0.8	×	
<b>(4)交通対策</b>							
・次世代自動車の普及台数が11万台になる	29	1.1万台	4.4万台	33%	2.5	×	「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月)をもとに市域の進捗状況を推計
・営業用トラックの約8割にエコドライブ機器が搭載される	1	10%	39.7%	42%	0.4		現状は2012年度末の値
<b>(5)「見える化」の推進</b>							
・家庭の約2割で「見える化」機器が普及する	3		0.2%	1%	0.03	×	
<b>(6)ごみ減量の取組</b>							
・ごみ処理量を100万トンまで削減する	3	135万トン	102万トン	94%	2.8		
<b>(7)フロン対策</b>							
・空調機からの漏出量の削減等が進む	18				-23	×	オゾン層破壊物質からの代替に伴い増加
<b>削減量合計</b>	<b>301</b>				<b>33.9</b>	<b>×</b>	

・四捨五入により各欄の数値の合計と合計欄の数値が一致しないことがある。

(凡例) : 削減可能量の3割以上 × : 削減可能量の3割未満

(参考) 改定前の計画に掲げる施策による削減量の経年変化 (万トン-CO<sub>2</sub>)

施策等	年度				
	2011	2012	2013	2014	2015
・太陽光発電施設が15万kWになる	-	-	3.5	5.1	5.7
・次世代自動車の普及台数が11万台になる	1.3	1.8	2.5	3.0	3.6
・ごみ処理量を100万トンまで削減する	1.7	2.0	2.8	3.5	3.7

(注) データが把握可能な項目について記載している。

## 5 改定計画の基本的考え方

### (1) 改定計画の位置付け

都道府県及び政令市等は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を進める計画を策定するように義務付けられています。

この計画は、同法第 21 条に基づく地方公共団体実行計画\*の『区域施策編』(以下「実行計画」といいます。)として策定するもので、2011(平成 23)年 3 月に策定した同計画を、策定後の社会情勢の変化等に対応させるべく見直し、改定計画とするものです。

この改定計画は、「低炭素社会の構築」「循環型社会\*の形成」「快適な都市環境の確保」の 3 つを柱として、市民や事業者、すべての主体の参加と協働によって環境施策を進めていくことを基本的な方針とする、「大阪市環境基本計画」の考え方を踏まえ、今後、大阪市内で推進する具体的な地球温暖化対策について示すものです。

また、本計画では、温室効果ガスを削減する「緩和策」に加えて、気候変動の影響への「適応策」の取組が求められている昨今の動向を踏まえ、新たに「適応策」を含む内容としています。

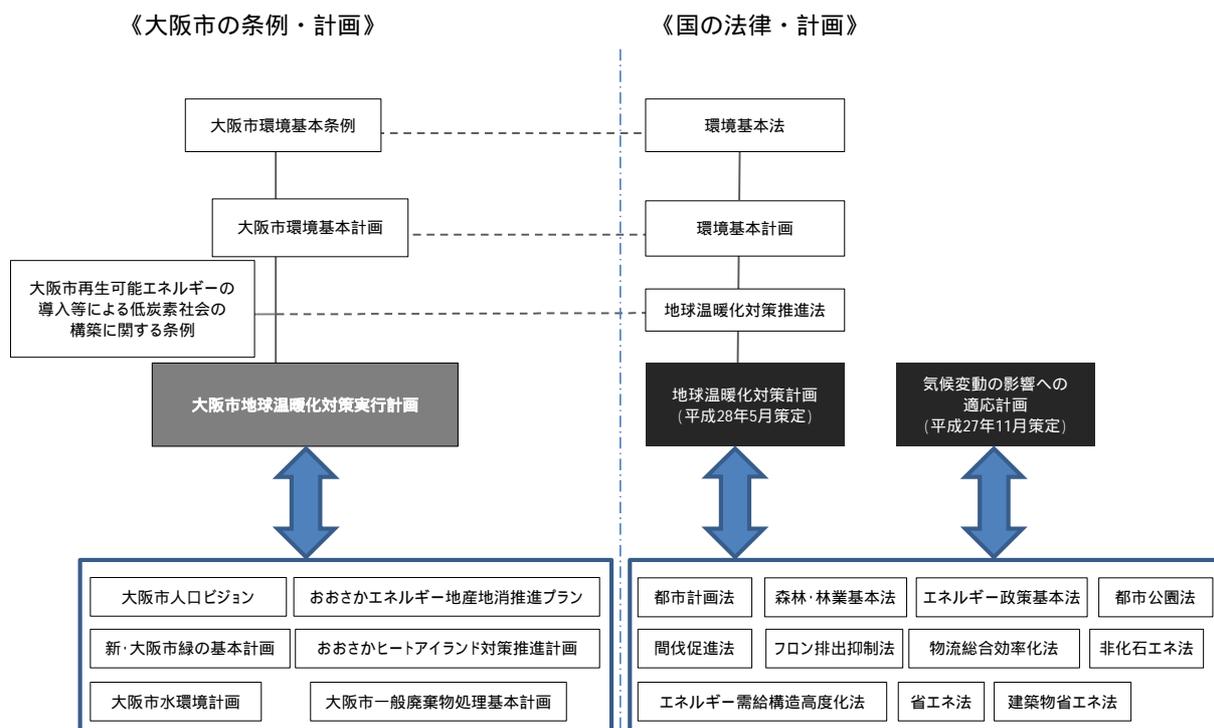


図 1 - 8 施策の体系

### (2) 改定計画の期間

「第 2 編 温室効果ガス排出量の削減に向けて(緩和策)」の計画期間は、改定前の計画と同じく 2011(平成 23)年度から 2020(平成 32)年度までの 10 年間とします。

ただし、「第 3 編 気候変動の影響への適応に向けて(適応策)」については、国の「気候変動の影響への適応計画」を踏まえ、今後概ね 10 年間で計画期間とします。